

レパトリ減税は利益還流を促進するのか

長谷川 誠

一、レパトリ減税とは

昨年、円安が進行する中でレパトリ減税が注目を集めた。「レパトリ」はレパトリエーション (repatriation) の略で、海外から日本への企業の利益や資金の還流を意味する。レパトリ減税とは、国内に還流された海外利益に対して課される法人税を軽減する措置である。この政策には、減税によって日本企業の海外子会社からの利益還流を促進し、日本円への需要を高めることで、円安

の進行を抑制する効果が期待されていた。

利益還流の主要な手段の一つは、海外子会社から本国の親会社に支払われる配当である。日本企業が海外子会社から配当を受け取る際には、その額の五％に相当する部分に対して日本で法人税が課される。さらに、子会社の所在国が配当に源泉徴収税を課す場合もあり、その税率に応じて配当受取時の税負担はさらに重くなる。

日本では二〇〇八年度まで、日本企業が海外子会社から受け取る配当の全額に法人税が課されていた。ただし、二重課税を回避するため、配当の

原資となった海外所得について、国外で支払った税額を国内の税額から控除すること（いわゆる外国税額控除）が認められていた。二〇〇九年度の税制改正により外国子会社配当益金不算入制度が導入され、受取配当の九五％が益金不算入（非課税）とされたことで、現在は残りの五％分のみが課税対象となっている。

二〇二四年五月の一部報道によれば、残りの配当五％相当額についても非課税とする案が政府内で議論された（日本経済新聞、二〇二四）。六月に政府が発表する「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太の方針）にレパトリ減税を含むことも検討されたようだが、実現しなかった。結局レパトリ減税は実施されなかったが、実施されればどの程度効果があったのだろうか。そもそも、海外子会社からの配当を非課税としたり、税優遇を与えたりすることで、利益還流は促進でき

るのだろうか。

これらの疑問に答えるためには、二〇〇九年度税制改正が利益還流にどのような影響を与えたのかを振り返ることが有用であろう。筆者はこれまで、慶應義塾大学の清田耕造教授や財務総合政策研究所の掛林美智氏との共同研究において、この税制改正が日本企業の利益還流に与えた影響を分析しつぎた（Hasegawa and Kiyota, 2017; Hasegawa and Kakebayashi, 2025）。以下では Hasegawa and Kakebayashi (2025) の概要を紹介し、その知見を基にレパトリ減税の効果について議論する。⁽¹⁾

二、外国子会社配当益金不算入制度の利益還流への影響

当該論文において筆者らは、海外利益に日本及び現地国で課される総税負担率（論文中では

combined effective tax rates と呼ばれている)が二〇〇九年度税制改正によって大きく低下したことに着目した。海外子会社が現地で利益を稼得し、その利益を親会社がある日本に配当として送金する状況を考えよう。海外子会社は現地国で法人税を払う。そして、税引後利益を日本に配当送金する際は、現地国が源泉徴収税を課す。総税負担率とは、現地国で得た利益を日本に配当送金する過程で、現地国及び日本が課す税額の合計を、税引前利益で除して算出される割合である。²⁾

二〇〇八年度までは、親会社が配当を受け取った際に、配当の原資となった利益に対して日本でも法人税が課されていた。ただし、現地国に払った税額(法人税と源泉徴収税)分は外国税額控除を請求することができた。当時の日本の法人税率は国際的にも高く、地方税も含めると約四〇%に達していた。そのため、多くの場合、日本の法人

税と外国税額の差額を日本では払うことになる。

このとき、日本と外国での税額の合計は、(外国税額控除前の)日本の法人税額に等しくなる。つまり、海外利益に課される総税負担率は日本の法人税率と等しくなる。

二〇〇九年度以降は外国子会社配当益金不算入制度の下で受取配当の九五%が非課税となり、残りの五分だけに日本で法人税が課される。³⁾ 他方で、配当を受け取る際に請求できた外国税額控除は新制度の下では請求できなくなった。そのため、現地国の法人税と源泉徴収税、及び配当五分への日本の法人税が海外利益に課されることになる。⁴⁾ これらの税の合計額が海外利益に占める割合が、総税負担率となる。

筆者らは経済産業省が実施している『海外事業活動基本調査』の個票を分析に利用した。この調査は毎年行われており、日本企業が保有する海外

子会社の基本的な財務情報だけでなく、配当・使用料など親会社への支払額の情報も収集されている。本研究ではまず、個票や各国の法人税率と源泉徴収税率の情報を基に、二〇〇四年から二〇一三年までの各年における海外利益に対する総税負担率を海外子会社ごとに計算した。

海外利益への総税負担率を税制改正前後で比較してみると、平均で二〇〇八年の四〇・六九%から二〇〇九年には三三・八七%へと、六・八パーセントポイント低下していた。⁶⁾これは、二〇〇八年度までは日本と現地国の税額差に相当する税負担が日本では生じていたが、二〇〇九年度以降は(配当五%分への課税を除いて)その税負担がなくなつたためである。

ここで留意すべきは、税制改正による総税負担率の低下の程度が、子会社の所在国ごとに異なる点である。税制改正前は、日本より税負担額の低

い国から配当を受け取る限り、現地国の税率にかかわらず総税負担率は日本の法人税率に等しかった。これに対し、税制改正後は日本では配当の五%分しか課税されないため、総税負担率は現地国の法人税率及び配当への源泉徴収税率によってほとんど決まる。したがって、これらの税率が低い国ほど総税負担率の低下幅は大きくなる。例えば、法人税率や源泉徴収税率が比較的低かつたイギリス、韓国、ベトナム、マレーシアなどに所在する子会社にとっては、総税負担率は二〇〇九年に一〇パーセントポイント以上低下した。さらに税率が低い香港やシンガポールに所在する子会社にとつては、総税負担率は二〇パーセントポイント以上低下した。

このように所在国ごとに異なる総税負担率の変動を活用し、筆者らは税制改正の効果を推定した。具体的には、税制改正によって総税負担率が

大きく低下した国に所在する子会社が、低下幅の小さい国の子会社と比べて、配当送金を増加させたかどうかを検証した⁶⁾。分析の結果、総税負担率が一パーセントポイント下がると、子会社は配当を一・一％増加させることが示された。また、税制改正によって総税負担率が平均六・八パーセントポイント低下したことで、子会社の配当送金は七・九％増加したという結果が得られている⁷⁾。法人税率や配当への源泉徴収税率が低く、総税負担率の低下幅が大きい国ほど、配当送金の増加幅はさらに大きくなる。これらの結果は、利益還流が税の誘因に対して敏感に反応していることを示唆している。

本研究の留意点として、筆者らの分析はあくまで税負担率の低下に対する利益還流の反応に焦点を当てている点が挙げられる。外国子会社配当益金不算入制度の導入目的には、海外子会社からの

配当に対する外国税額控除（いわゆる間接外国税額控除）を廃止することで、二重課税を調整するための事務手続を簡素化することも含まれていた（経済産業省、二〇〇八⁸⁾）。このような税務コストの軽減が配当送金の増加を促した可能性もあるが、本研究の分析ではその効果を考慮することはできていない。また、たとえ利益還流に直結しないとしても、税務・事務負担の削減は企業にとって重要な便益として評価できよう。

三、レパトリ減税の利益還流への効果

それでは、昨年議論された配当五％分を非課税とする措置にはどの程度効果があるだろうか。日本の現在の法人実効税率（二九・七四％）の下で、配当五％分を非課税としても、日本での税負

担率はせいぜい一・五パーセントポイント
 $(0.2974 \times 0.05 = 0.0148)$ 程度しか低下しない。⁹⁾ 筆者ら
 の推定結果を当てはめると、この場合の配当増加
 は一〜二%程度にとどまる。したがって、配当の
 益金不算入割合を九五%から一〇〇%に引き上げ
 ても、利益還流の促進効果は限定的であると考え
 られる。

前節で述べたとおり、配当送金の際には、配当
 の五%部分に対する日本の法人税に加えて、現地
 国により配当全額に源泉徴収税が課される。平均
 的には、後者の税負担の方が大きい。筆者らの研
 究では、源泉徴収税率が低い国ほど、海外子会社
 が税制改正後に配当送金を増加させたことが確認
 されている。すなわち、二〇〇九年度以降、配当
 に対する源泉徴収税率は配当送金により大きな影
 響を及ぼしていると解釈できる。

外国から日本への配当送金の際に課される源泉

徴収税率は、多くの場合、日本と相手国との二国
 間租税条約により軽減税率が定められている。源
 泉徴収税率が依然として高い国に対しては、租税
 条約の改正等を通じてその引下げを図ることが、
 利益還流を促進する上で有効な政策手段となり得
 ることを筆者らの分析結果は示唆している。ただ
 し、現行の租税条約の下で配当に対する源泉徴収
 税率は既に低水準に抑えられており、引下げ余地
 は限定的である。¹⁰⁾

以上を踏まえると、第一節で提示した疑問に対
 する答えは次のようにまとめられる。海外子会社
 からの配当による利益還流は、国内での課税減免
 や現地国の源泉徴収税率の引下げに反応して、確
 かに増加する傾向がある。しかし、これ以上の税
 負担軽減の余地は小さい。そのため、昨年議論さ
 れたレパトリ減税を含め、税率の引下げだけで配
 当による利益還流を大幅に促進するのは難しいと

レパトリ減税は利益還流を促進するのか

考えられる。

(注)

- (1) Hasegawa and Kakebayashi (2025) ¹⁴ *International Tax and Public Finance* のオンライン版に掲載されており、巻号やページ番号が付された冊子体の刊行は二〇二六年以降の予定である。
- (2) この総税負担率の定義では、税引後利益を現地で再投資せず、全額を配当として本国に送金することを仮定している。
- (3) 本制度の適用を受けるためには、海外子会社に対する日本企業の特株割合が二五%以上であること、さらにその株式を六か月以上保有していることなど、幾つかの要件を満たす必要がある。制度の詳細については青山(二〇〇九)を参照されたい。
- (4) 配当の五%相当額は、配当受取にかかる費用とみなされる。例えば、海外子会社への出資に関連する借入利子など、親会社が既に損金算入している費用が想定されており、その分については配当受取時に益金不算入の対象とはならない(青山、二〇〇九)。
- (5) 上で述べたとおり、二〇〇八年度の総税負担率四〇・六九%は日本の法人実効税率と等しい。
- (6) 推定手法及び推定式の詳細については、論文第五節を参照されたい。
- (7) ここでは、論文第七・一節の推定結果を引用している。
- (8) 外国税額控除を請求するには、控除額の算定根拠となる子会社や孫会社の支払税額等を証明する書類を準備する必要がある、それに伴う事務負担が膨大であったことが指摘されている(経済産業省、二〇〇八)。
- (9) Hasegawa and Kakebayashi (2025) で定義されている総税負担率は、現地国における税引前利益を分母として税負担の割合を測っている。したがって、ここでの日本の法人税率一・五パーセントポイント相当の税負担率の低下を総税負担率の低下に換算した場合、その低下幅は一・五パーセントポイントよりも小さくなる。
- (10) Hasegawa and Kakebayashi (2025) のデータでは、日本企業の海外子会社が直面する配当への源泉徴収税率の平均値は七%、中央値は一〇%である。

(参考文献)

- 青山慶二、二〇〇九、「外国子会社配当益金不算入制度の考察」『筑波ロー・ジャーナル』6: 99-117.
- 経済産業省、二〇〇八、『我が国企業の海外利益の資金還流について』海外子会社からの配当についての益金不算入制度

導入に向けて』、貿易経済協力局貿易振興課。

日本経済新聞、二〇二四、「海外に企業利益一〇兆円、田安庄
力に——還流促す減税構想も」『日本経済新聞 電子版』、二
〇二四年五月一〇日。

Hasegawa, Makoto, and Michi Kakebayashi. 2025. "The
Effect of Foreign Dividend Exemption on Profit
Repatriation through Dividends, Royalties, and Interest:
Evidence from Japan." *International Tax and Public
Finance*. <https://doi.org/10.1007/s10797-025-09889-6>

Hasegawa, Makoto, and Kozo Kiyota. 2017. "The Effect of
Moving to a Territorial Tax System on Profit Repatriation:
Evidence from Japan." *Journal of Public Economics*, 153:
92-110.

(はせがわ まこと・京都大学大学院経済学研究科准教授)